



町内会の条例ができました!



大村市町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する条例

(令和7年4月1日施行)

市民、町内会、事業者及び市が町内会活動の重要性を再認識し、互いに連携し、協働して市民の町内会への加入と町内会活動への参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化を図り、安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指すため、町内会の活動を促進する条例が制定されました。

目的

この条例は、地域社会において町内会が重要な役割を担っていることを踏まえ、町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市民、町内会、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民が互いに支え合い、安全で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とします。

基本理念

町内会への加入及び町内会活動への参加の促進は、以下の項目を基本理念として行われるものとします。

- ・地域において、地域住民が安全で安心して生活するために、町内会が重要な役割を担っていること
- ・市民の多様な価値観及び自主性が尊重されるとともに、町内会の自立性及び個性が損なわれないよう配慮されること
- ・デジタル化、少子高齢化等を踏まえ、社会情勢に合わせた活動が行われるようにすること
- ・市民、町内会、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解及び協働により行われること



町内会への加入及び町内会活動への参加の促進は、市民、町内会、事業者、住宅関連事業者及び市の全てが主体となって行われるものです。

安全安心な大村のまちづくり

市民

町内会への加入・活動への参加に努める

事業者

・地域の町内会活動への参加・協力に努める等

市

・積極的な広報と啓発
・町内会の支援
・町内会の負担軽減の配慮等

住宅関連事業者

・地域の町内会の情報提供、加入促進の協力等

町内会等

・地域住民の自発的な町内会加入の促進に努める等



大村市町内会への加入及び 町内会活動への参加の促進に関する条例

(令和7年4月1日施行)

条例の概要

- ・ 町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する基本理念を規定する。(第3条関係)
- ・ 町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関し、市民、町内会等、事業者及び市の役割を規定する。(第4条から第8条までの規定関係)

基本理念 (第3条関係)

- ・ 地域において、地域住民が安全で安心して生活するために、町内会が重要な役割を担っていること。
- ・ 市民の多様な価値観及び自主性が尊重されるとともに、町内会の自立性及び個性が損なわれないよう配慮されること。
- ・ デジタル化、少子高齢化等を踏まえ、社会情勢に合わせた活動が行われるようにすること。
- ・ 市民、町内会、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解及び協働により行われること。

市民の役割について (第4条関係)

- ・ 地域社会の一員であることを認識し、町内会への加入及び町内会活動への参加に努める。

町内会等の役割について (第5条関係)

(町内会の役割)

- ・ 地域住民の自発的な町内会への加入の促進に努める。
- ・ 町内会活動が参加しやすいものとなるよう努め、当該活動に関する情報を積極的に提供し、運営については透明性の確保に努める。
- ・ 地域を担う人材の育成に努める。

(連合会の役割)

- ・ 市その他関係団体及び事業者との調整等に努める。
- ・ 町内会の維持及び町内会活動の活性化に資する意見を市に伝えるように努める。

事業者の役割について (第6条関係)

- ・ 町内会活動への参加及び協力を努める。
- ・ 従業員の町内会への加入及び町内会活動への参加について配慮することに努める。

住宅関連事業者の役割について (第7条関係)

- ・ 市内の住宅に入居しようとする者に対し、住宅がある地域の町内会に関する情報を提供し、町内会の加入を促すよう努める。
- ・ 町内会加入等の促進に関する市の施策への協力に努める。

市の役割について (第8条関係)

- ・ 市民の自発的な町内会への加入及び町内会活動への参加促進のため積極的な広報及び啓発を行う。
- ・ 町内会の組織化及び主体的な町内会活動の促進のための支援を行う。
- ・ 事業実施における町内会の負担軽減に努める。
- ・ 職員の町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に努める。



大村市長

園田 裕史

『自分の子どもが』

登下校時に地域の補導や立哨活動で見守られていること、近所のおじちゃんやおばちゃんから声をかけてもらい、褒められたり、時には叱られたり、人間力の成長に有益な存在であるということ。

『自分の親が』

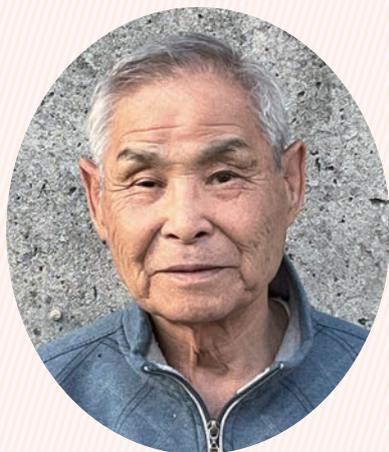
地域で心配してもらったり、災害や火事の時に消防団や自主防災組織に助けてもらったり、安心できる存在であるということ。

『自分自身が』

子どもが独立してパートナーと二人で暮らしていたり、独居で生活していたり、そんな時にグラウンドゴルフや趣味の活動でつながった友人との時間が幸せだったり、人生の最期を迎える時に見送ってもらえる地域の絆は有難い存在であるということ。

以上を再認識したうえで、心も体も社会的にも幸せで健康に、地域と結ばれ、つながり、広がる『向こう三軒両隣(良)隣の関係づくり』を再構築したいと考えています。

市民、町内会、企業や団体及び市役所が一体となって、町内会への加入及び活動への参加の促進に取り組んでいしましょう。



大村市町内会長会連合会

会長 織方 五郎

令和7年は、戦後80年という節目の年を迎えます。

誰もが貧しかった貧困の時代において、その当時、『向こう三軒両隣』という言葉があり、誰もが助け合う心と姿が自然体でした。まさに共助の時代でした。現代は、その時代の人たちのご苦労とご努力により、平穩に豊かな生活を送ることができています。

現在、大村市は、長崎県が人口減少にある中で唯一、人口増の市であり、今や10万人都市になろうとしています。しかしながら一方で町内会への加入は減少してきており、昨年令和6年度の町内会加入率は69.4%と初めて7割を切りました。

近年では気候変動により自然災害が多発しています。安全・安心なまちづくりの実現に向け、子供たちの将来、高齢者の安心を考えていしましょう。

町内会への加入及び町内会活動への参加に向けて、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

地域みんなで助け合い、住みやすい安全・安心なまち大村をつくるため、町内会活動に参加しましょう！

町内会はどのような活動をしていますか？

町内会は、最も身近な地域コミュニティとして、地域住民の安全・安心を確保し、魅力ある地域づくりにおいて大きな役割を果たしています。活動の例としては、防災訓練や防犯パトロール、子どもや高齢者の見守り、お祭りや季節の行事などの地域交流イベント、市や地域のお知らせ等の情報提供、ごみステーションの管理、公園等の清掃などの環境美化活動がされています。



運動会



夏まつり



自主防災訓練



環境美化

大村市の町内会加入状況はどのようになっていますか？

大村市においては、人口は増加している一方、住民の生活形態の多様化等により町内会加入率は年々減少傾向にあり、令和6年度は69.4%と初めて7割を下回りました。

町内会に加入するメリットは何がありますか？

町内会に加入することで、①防災面で協力し合える、②行事や活動へ参加することで顔見知りが増え、地域住民の方々との連帯感が深められる、③生活に直結するごみや道路の問題、近隣の工事情報やイベント情報など生活に密接した情報を入手しやすくなる、④子どもや高齢者など地域における見守りを受けられる、⑤防犯、交通安全、子育て、高齢者支援、青少年育成、環境問題等の身近な課題について、市に要望する等により解決できる等のメリットがあります。

町内会に対して市はどのような支援をしていますか？

町内会は、地域住民の方々が自主的・自立的に組織された住民自治組織であり、市から町内会の運営や活動等に立ち入って指導することはできません。しかしながら、町内会は地域住民の皆さんの人と人とのつながりを支える大事な組織であり、安全・安心なまちづくりを支えています。



防犯青パト車

地域の防犯対策の一つとして、危険な箇所の暗がりをなくし犯罪を未然に防止する防犯灯は有効な手段です。この防犯灯の電気料金は地元の町内会等が負担しています。



防犯灯

町内会に対する市の支援として、町内会の要望を受けて市が設置し、町内会が負担している防犯灯の電気料金について、市は令和7年度から一部(1/2相当)補助します。

町内会には必ず加入しなくてはなりませんか？

町内会に加入すること、町内会活動に参加することは義務や強制されることではありませんが、地域においても人と人とのつながりを持つておくことは、防犯面や災害に備えるためにも大切なことです。いざという時は、お住いの地域の身近な町内会が頼りになります。

お住いの町内会、町内会長が分からない場合は、大村市地域げんき課へお問い合わせください。



町内会に対する皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

大村市市民環境部地域げんき課 TEL: 0957-53-4111(内線185)

